

平成28年12月8日

「平成29年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 木村 恵 司
(三菱地所(株)会長)

- ・ 本日決定された「平成29年度税制改正大綱」では、安定的な設備投資促進や都市の国際競争力強化に不可欠であり、最重点要望と位置付けていた事業用資産の買換特例と都市再生促進税制の延長がそのまま認められた。また、土地の売買等に係る登録免許税の特例の延長や住宅の登録免許税の特例の延長等、その他の主要な要望についても、延長等が認められ評価している。ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。
- ・ 住宅市場に係る対策については、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえ必要な対応を検討することとなったが、住宅が内需の牽引役としての役割を果たせるよう、機動的な対応が講じられることを期待している。
- ・ 世界経済の先行きにも不透明感が漂う中、今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、魅力的なまちづくりや豊かな住生活の実現に向け、デフレからの完全な脱却と日本経済の持続的な成長に貢献して参りたい。

以 上